

戦略研究の中間・事後評価の実施方法に関する指針

1. 研究評価の必要性

戦略研究は、厚生労働行政に関連するエビデンスを生み出すための我が国初の大型臨床介入研究であり、また、成果目標設定等において厚生労働省が深く関与する政策指向の強い研究であるため、効果的・効率的な研究成果の創出が必要である。

したがって、戦略研究の評価においては、第三者的観点から研究活動をモニタリングすることにより研究活動の実施過程の透明性を高くするとともに、評価基準の適正化・精緻化に向けた評価システムの充実に努め、戦略研究活動を効率的に推進することが求められる。

2. 研究評価の実施

戦略研究の評価に当たっては、「戦略研究企画・調査専門検討会」（以下「検討会」という。）において客観的な評価を行う。

検討会は、研究課題について、中間（５年間の中間年度）及び事後に評価を行う。

3. 評価事項

<中間評価>

① 研究の進捗状況・達成度

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか。

② 研究計画の妥当性

- ・ 計画の進捗状況等から判断して、研究計画は妥当か。
- ・ 今後計画を進めていく上での問題はないか。問題がある場合、どのように対応すべきか。

③ 研究継続能力

- ・ 研究実施体制、研究者の能力、施設の整備等から、研究を継続することが可能と判断できるか。
- ・ 研究実施団体、研究リーダー、研究支援組織等の構成及び研究実施体制に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか。

④ 研究目的の実現可能性

⑤ 研究期間の妥当性

⑥ 研究経費の妥当性

⑦ 厚生労働行政への期待される貢献

⑧ 大型臨床介入研究全般への期待される貢献

＜事後評価＞

- ① 研究の進捗状況・達成度（成果）
 - ・ 計画目的を達成したか。
 - ・ 計画目的を達成できなかった場合、どこに問題があったのか。
- ② 研究成果の学術的・国際的・社会的意義の程度
- ③ 研究成果の今後の研究・施策への発展性の有無
- ④ 研究の費用対効果

4. 中間・事後評価結果の取り扱い

評価結果、評価基準及び評価方法等は、厚生科学審議会科学技術部会へ報告されるものとする。

ただし、関連資料のうち、個人情報、企業情報及び知的財産権に係る機密情報については公表しない。

5. 実施体制の整備等

中間・事後評価に当たって、モニタリング調査員及び検討会委員は、必要に応じ、研究実施団体、研究リーダー等に対し、説明を求めるためのヒアリング、施設の訪問調査等を実施する。

なお、戦略研究活動が円滑に実施されるよう、検討会は、検討会における研究評価実施体制の整備及び評価内容の充実に努め、研究者への負担が過重となり、研究活動に支障が生ずることのないよう配慮するものとする。

6. その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。